

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年10月1日(水) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

第1 墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名

第2 委員の議席

議決事項

上程事項なし

報告事項

第1 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則外2件の一部改正について（資料1）

第2 教育委員会からのメッセージについて（資料2）

第3 令和7年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について（資料3）

第4 「秋のわんぱくフェスティバル」開催に伴う押上公園わんぱく広場及びすみだわんぱく砦の開園時間の変更等について（資料4）

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 外2件の一部改正について

### 1 理由

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正等に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

### 2 改正規則及び改正概要

#### (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

ア 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置の新設等に伴い、これらの手続等について定める。

イ 職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、子育て部分休業の制度が創設されたことに伴い、これらの手続等について定めるほか、所要の規定整備をする。

#### (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

ア 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正による子育て部分休暇及び育児部分休業の拡充に伴い、欠勤等日数の算定に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする。

イ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部改正を踏まえ、一時差止処分書の不服申立ての教示に係る規定を改める。

#### (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

(2) アと同じ

### 3 教育長の臨時代理

本件については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、これらの条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第

3条第1項の規定に基づき、令和7年9月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年10月1日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(年次有給休暇の繰越し)	[同左]
第14条 [略]	第14条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	4 [同左]
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
(9) <u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u>	[新設]
(介護休暇)	[同左]
第30条 [略]	第30条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。	12 時間を単位とする介護休暇は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</u>
13～17 [略]	13～17 [略]
(介護時間)	[同左]
第30条の2 [略]	第30条の2 [略]
2 介護時間の承認は、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	2 介護時間の承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u>
3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第15条の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という。）又は第30条の4第4項に規定する	3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第15条の規定による部分休業又は <u>条例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて</u>

<p><u>第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>	<p>勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>4～7 [略] (子育て部分休暇)</p>	<p>4～7 [略] [同左]</p>
<p><u>第30条の4 条例第17条の4第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。</u></p>	<p>第30条の4 [新設]</p>
<p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき77時間30分を超えない範囲内</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第2項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>3 <u>第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第2項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>4 <u>第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>5 <u>第1号部分休業、条例第16条第1項の規定による育児時間又は条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日</u></p>	<p>2 <u>職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第16条第1項の規定による育児時間又は条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する</u></p>

につき 2 時間から当該第 1 号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

6 第 1 項第 2 号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第 2 号子育て部分休暇」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号子育て部分休暇を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号子育て部分休暇の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があつたとき 当該残時間数

7 職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 2 の規定による部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第 2 号子育て部分休暇の承認については、第 1 項第 2 号に掲げる時間から、当該第 2 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

8 教育委員会は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。

- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
- (2) 第 1 項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第 2 項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

9 子育て部分休暇の申請、第 1 項申出及び第 2 項変更は、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難い場合は、教育委員会が別に定める様

子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

〔新設〕

〔新設〕

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

〔新設〕

〔新設〕

4 子育て部分休暇の申請は、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。ただし、庶務システムにより難い場合は、教育委員会が別に定める様

<p>は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>式により行うことができる。</p>
<p><u>1.0 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第17条の4第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u></p> <p><u>また、次の各号に掲げる場合については、承認することができない。</u></p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第17条の4第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u></p>
<p><u>(1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合</u></p> <p><u>(2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>1.1 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>1.2 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。</u></p>	<p>6 [同左]</p>
<p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 職員が第2項変更をしたとき。</u></p>	<p>7 [同左]</p>
<p><u>1.3 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務システムに次に掲げる事項を入力することにより任命権者に届け出なければならない。ただし、庶務システムにより難い場合は、教</u></p>	<p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u></p> <p><u>(3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u></p>
	<p>8 [同左]</p>

<p>育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>第30条の9 条例第17条の7第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)</u>は、次に掲げる制度又は措置とする。</p>	
<p>(1) <u>育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務</u>  (2) <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>  (3) <u>条例第10条第1項の規定による深夜勤務の制限</u>  (4) <u>条例第10条の2第1項の規定による超過勤務の制限</u>  (5) <u>条例第10条の3第1項の規定による超過勤務の制限</u>  (6) <u>条例第16条第1項に規定する育児時間</u>  (7) <u>条例第16条第1項に規定する出産支援休暇</u>  (8) <u>条例第16条第1項に規定する子の看護等のための休暇</u>  (9) <u>条例第17条の4に規定する子育て部分休暇</u></p>	
<p><u>第30条の10 条例第17条の7第1項第1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(1) <u>出生時両立支援制度等</u>  (2) <u>出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先</u>  (3) <u>地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他のこれに相当する給付に関する必要な事項</u></p>	
<p><u>第30条の11 条例第17条の7第1項又は第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。)によって行わなければ</u></p>	<p>[新設]</p>

ならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の12 条例第17条の7第1項第3号及び第2項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、教育委員会が別に定める事項

第30条の13 条例第17条の7第2項の教育委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が、1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

第30条の14 条例第17条の7第2項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 条例第10条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第10条の2第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第10条の3第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第16条第1項に規定する子の看護等のための休暇
- (7) 条例第17条の4に規定する子育て部分休暇

第30条の15 条例第17条の7第2項1号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児期両立支援制度等
- (2) 育児期両立支援制度等の請求先、申告

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

先又は申請先

## 付 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

### (施行前の準備)

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第30条の4の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

### (経過措置)

3 改正後の規則第30条の4第1項第2号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）第17条の4第1項に規定する子育て部分休暇の申請をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のよう改する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（1）～（11） [略]</p> <p>（12） <u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u></p> <p>（13） <u>勤務時間条例第17条の4に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（1）～（11） [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p><u>という。) により勤務しない期間</u></p> <p><u>(14) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間</u> (団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。)</p> <p><u>(15) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児部分休業</u>により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間 (以下「部分休業等により勤務しない時間」という。) があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p><u>(12) [同左]</u></p> <p><u>(13) [同左]</u></p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>により勤務しない時間又は<u>勤務時間条例第17条の4に規定する子育て部分休暇</u>により勤務しない時間 (以下「部分休業等により勤務しない時間」という。) があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>
<p>第2号様式 [別紙のとおり]</p>	<p>第2号様式 [別紙のとおり]</p>

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第2号様式は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第2号様式とみなす。

## 【別紙】

改 正 後	改 正 前
<p>第2号様式</p> <p>一 時 差 止 処 分 書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>(一時差止処分者) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>幼稚園教育職員の給与</p> <p>条例第29条第1項 条例第29条第1項（同条例第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、</p> <p>期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を一時差し止める。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができる。 また、この<u>処分があつたことを知つた日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に墨田区教育委員会に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>2 この処分については、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内に</u>、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者はとなる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この<u>処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。</u></p>	<p>第2号様式</p> <p>一 時 差 止 処 分 書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>(一時差止処分者) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>幼稚園教育職員の給与</p> <p>条例第29条第1項 条例第29条第1項（同条例第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、</p> <p>期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を一時差し止める。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができる。 また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に墨田区教育委員会に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>2 この処分については、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者はとなる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。</p>

(A 4)

(A 4)

## 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の2日とし、第17号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) [略] (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 勤務時間条例第17条の4に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間 (14) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。） (15) 結核休職期間 (16) 勤務時間条例第15条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）	[同左] 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) [略] [新設] [新設] (12) [同左] [新設] (13) [同左] (14) [同左]

<p><u>17</u> 引き続く 7 日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において 3 以上ある場合に限る。）</p> <p><u>18</u> 組合休暇により勤務しない期間</p> <p><u>19</u> 勤務時間条例第 16 条第 1 項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第 18 条第 1 項の規定により給与が減額される期間に限る。）</p> <p><u>20</u> 介護休暇により勤務しない期間</p> <p><u>21</u> 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の欠勤等日数の算定に当たっては、1 日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第 2 条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第 17 条の 2 に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、子育て部分休暇により勤務しない時間若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第 1 項及び前 2 項の規定は、介護休暇、</p>	<p><u>15</u> [同左]</p> <p><u>16</u> [同左]</p> <p><u>17</u> [同左]</p> <p><u>18</u> [同左]</p> <p><u>19</u> [同左]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の欠勤等日数の算定に当たっては、1 日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第 2 条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第 17 条の 2 に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、勤務時間条例第 17 条の 4 に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>6 第 1 項及び前 2 項の規定は、介護休暇に</p>
--	--

育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間とを合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）とを合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除

より勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間とを合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）とを合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る

して得た時間を 7 時間 4 5 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 4 5 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

算出率で除して得た時間を 7 時間 4 5 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 4 5 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。) を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

## 付 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

すみだ くりつしょう ちゅうがっこう かよ  
墨田区立小・中学校に通うみなさんへ



# ゆめ き ぼう 夢 や 希 望 の 実 現 に ど り よく む 向 け て 努 力 し て い き ま し ょ う !

まな  
みなさん、なぜ学ばなければならぬのでしょうか。

べんきょう おお し かんが ちしき ひろ  
勉強をすることで、多くのことを知ったり考えたりして知識が広がること  
で、みんなの夢や希望の実現につながります。

せんしゅ め さ ひと たいいく ほ けんたいいく たいせつ  
スポーツ選手を目指す人が、体育（保健体育）をがんばることは大切です。  
からだ うご かた かんが り か さんすう すうがく まな ちから ひつよう  
よりよい体の動かし方を考えるには、理科や算数・数学で学んだ力が必要  
です。外国人の選手と会話をするには、英語や国語で学んだ力が必要です。  
じ ぶん し ょうらい ゆめ ち ょくせつかか き ょう か べんきょう  
自分の将来の夢に直接関わる教科だけでなく、いろいろな教科を勉強

することで、

み かた かんが かた  
もの見方・考え方  
が広がる。

もんだい かいけつ ほ う ほ う  
問題の解決の方法を  
み つ 身に付けることができる

きょう か がくしゅう と  
ようになるので、どの教科の学習も興味をもってしっかり取り  
組みましょう。

れいわ ねん がつ  
令和7年10月

すみだ く きょういく い いんかいきょういくちょう  
墨田区教育委員会 教育長 かとう ひろゆき  
加藤 裕之

このメッセージは、区立小・中学校に通う児童・生徒へ配布しています。  
小学1, 2, 3年生の児童には、保護者の方から内容をお伝えください。

## 墨田区の小・中学生のみなさんへ

いよいよ10月14日（火）から後期期間が始まります。

みんなが学校の行事をしっかりと楽しみ、毎日の学習を有意義に重ねていくことを願っています。

毎日の学習を積み重ねて、夢や希望の実現に向けて前進していきましょう。

授業で習ったことは、その日のうちに、家で復習をし、習ったことをしっかりと身に付けましょう。例えば、次のことをしてみましょう。



- ① 分かったことを覚えるために、家で、教科書を読んで振り返り、自分なりの言葉や絵や図、表などを使って、ノートにまとめる。
- ② 先生から出された「ふりかえりシート」などの宿題の問題を解き、自分がどれくらい分かっているのかを確かめる。
- ③ 「ミライシード」を開き、今まで習ったことなど自分で問題を選び取り組んでみる。

※ 分からないところは、教科書やノートを読み返したり、友達や先生に聞いたりして分かるようにしましょう。

※ 授業で習ったことが「わかる」、「できる」ようになったら、もっと知りたいことを調べてみましょう。

- ★ 毎日、勉強をする習慣を付けましょう。少しの時間でも毎日することが大切です。
- ★ 習ったことを、一度の復習で記憶に残すことは難しいです。1週間後、1か月後と少し期間をおいて再度振り返り、記憶を定着させましょう。
- ★ 毎日の積み重ねが、なりたい自分に近づく第一歩になります。

このメッセージは、区立小・中学校に通う児童・生徒へ配布しています。  
小学1, 2, 3年生の児童には、保護者の方から内容をお伝えください。

## すみだく しょう ちゅうがくせい 墨田区の小・中学生のみなさんへ

いよいよ 10月 14日 (火) から後期期間が始まります。

みんなが学校の行事をしっかりと楽しみ、毎日の学習を有意義に重ねていくことを願っています。

まいにち がくしゅう つ かさ ゆめ きぼう じつけん ぜんしん  
毎日の学習を積み重ねて、夢や希望の実現に向けて前進していきましょう。

じゅぎょう なら ひ いえ ふくしゅう なら み つ  
授業で習ったことは、その日のうちに、家で復習をし、習ったことをしっかりと身に付けましょう。例えば、次のことをしてみましょう。



① わ おぼ いえ きょうかしょ よ ふくしゅう かえ じぶん ことば え  
分かったことを覚えるために、家で、教科書を読んで振り返り、自分なりの言葉や絵や  
図、表などを使って、ノートにまとめる。

② せんせい だ しゅくだい もんだい と じぶん わ  
先生から出された「ふりかえりシート」などの宿題の問題を解き、自分がどれくらい分  
かっているのかを確かめる。

③ 「ミライシード」を開き、今まで習ったことなど自分で問題を選び取り組んでみる。

※ わ きょうかしょ よ かえ ともだち せんせい き わ  
分からぬところは、教科書やノートを読み返したり、友達や先生に聞いたりして分  
かるようにしましょう。

※ じゅぎょう なら しら じゅうかん ご  
授業で習ったことが「わかる」、「できる」ようになったら、もっと知りたいことを調  
べてみましょう。

★ まいにち いえ べんきょう しゅうかん すこ じかん まいにち  
毎日、家で勉強をする習慣を付けましょう。少しの時間でも毎日すること  
が大切です。

★ なら いちど ふくしゅう きおく のこ むずか しゅうかん ご  
習ったことを、一度の復習で記憶に残すことは難しいです。1週間後、  
1か月後と少し期間をおいて再度振り返り、記憶を定着させましょう。

★ まいにち つ かさ じぶん ちか だいいっぽ  
毎日の積み重ねが、なりたい自分に近づく第一歩になります。



ひと、つながる。  
墨田区

れいわ ねん がつ すみだくきょういくいいんかい  
令和7年10月 墨田区教育委員会

## 教職員の皆さん

日ごろから児童・生徒の安全・安心を第一に教育活動を進めていただき、ありがとうございます。

いよいよ10月14日（火曜日）から後期が始まります。教職員の皆さんには、あらたな気持ちで、子どもたちへの熱意をもって指導にあたろうとご準備いただいていることと 思います。

さて、令和7年度 墨田区学習状況調査の結果から、小・中学校とともに、国語・算数（数学）については、一定の学力の定着が図られていることがわかりました。

全国学力・学習状況調査の結果も、小学校6年生、中学校3年生とともに、調査対象の全ての教科で、全国平均正答率を上回っており、着々と学力が伸長していることがわかります。

今後とも継続して、学力向上新3か年計画及び各校の学力向上推進計画に基づき、学力向上にむけた取組を進めていただくことを期待しています。

教職員の皆さんには、児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、学習への意欲やコミュニケーション能力を育みながら、一人ひとりのニーズに合わせた個別最適な指導の展開をしていただきますようお願いします。その上で、より有効な教材の活用方法及び活用時期などを適切に判断し、「分かる」、「できる」、「定着する」ために授業と家庭学習を一体的に見通しながら教育活動を進めてください。

教育委員会では、「ふりかえりシート」や「問題データーベース」などの教材を提供しているほか、「ふりかえり期間」の設定や、「授業スタイル」の紹介などの取組を進めています。あらためて教職員の皆さんにも、「子どもたちの夢と希望の実現」には、学力の向上が重要な要素であることを念頭に、以下の点について見直していただきますようお願いします。

- ① 児童・生徒に夢や希望をもたせるような声掛けをし、日常の学習意欲に取り組ませているか。
- ② 「導入」「展開」「学習内容の理解度確認」「アウトプット活動を通じた学習内容の定着」を適切に授業の中で行い、学んだことを「家庭学習」で、「ふりかえりシート」などを活用するなど、確実な定着を図るための実践が実行されているか。
- ③ 一人で悩まず、組織として課題解決に取組んでいるか。

すべての児童・生徒へ墨田区教育委員会の思いが届きますよう、教職員の皆さん一人ひとりのご活躍を私たちは応援しています。

## 令和7年度墨田区地域学校協働活動推進員の委嘱について

## 1 趣旨

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を円滑に推進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、学校運営協議会設置校である本所中学校長、両国中学校長、文花中学校長及び吾嬬立花中学校長から推薦された候補者を、墨田区地域学校協働本部事業実施要綱第3条第2項に基づき委嘱した。

## 2 委嘱対象者

## (1) 本所中学校

ア 安藤 玲子（前青少年育成委員会委員長）  
イ 一口 学（元P T A会長）

## (2) 両国中学校

ア 廣田 晃久（P T A顧問）  
イ 山口 仁美（育成委員会委員長）  
ウ 田口 真知子（両国俱楽部理事長）

## (3) 文花中学校

ア 市川 清（青少年育成委員会委員長）  
イ 中村 恵（青少年育成委員会筆頭副委員長）  
ウ 大塚 健司（青少年育成委員会副委員長）

## (4) 吾嬬立花中学校

ア 早川 和宏（青少年育成委員会委員長）  
イ 小林 謙一（元青少年育成委員会委員長（現顧問））  
ウ 杉野 札子（吾嬬立花中学校P T A会長）

## 3 委嘱主体

墨田区教育委員会

## 4 委員任期

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

## 5 根拠規定

- (1) 社会教育法第9条の7
- (2) 墨田区地域学校協働本部事業実施要綱
- (3) 墨田区地域学校協働本部事業運営要領

「秋のわんぱくフェスティバル」開催に伴う押上公園わんぱく広場  
及びすみだわんぱく砦の開園時間の変更等について

1 趣旨

わんぱく天国リニューアルに向けたイベント企画・運営等業務委託の一環で開催する「秋のわんぱくフェスティバル」において、事前準備（テント張り・物資運搬等）及び撤収作業が安全管理上必要であるため、押上公園わんぱく広場及びすみだわんぱく砦の開園時間を変更する。

2 イベント開催概要

- (1) 名称：秋のわんぱくフェスティバル
- (2) 日時：令和7年10月11日（土）午前10時～午後4時
- (3) 場所：わんぱく天国（墨田区押上1-47-8）
- (4) 内容：ピザづくり、遊ぼうパン、工作コーナー、ポイントラリーほか
- (5) 運営受託者：一般社団法人SSK

3 変更時間（イベント当日）

- (1) 開園時間を午前9時から午前10時に変更する。
- (2) 閉園時間を午後5時から午後4時に変更する。

なお、前日の閉園時間後、当日の開園時間前及び閉園時間後においても、事前準備及び撤収作業を行う。

4 区民等への周知

イベント開催の告知と合わせて周知する。

- (1) 区公式ホームページへの掲載
- (2) 区公式SNS（X（旧Twitter）等）での配信
- (3) 現地での掲示